

令和2年

松前町議会

第3回臨時会会議録

令和2年 5月28日 開会

令和2年 5月28日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

令和 2 年 5 月 2 8 日(木曜日) 第 1 号

○議事日程 -----	2 頁
○会議に付した事件 -----	2 頁
○出席議員 -----	3 頁
○欠席議員 -----	3 頁
○出席説明員 -----	3 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	3 頁
○議長あいさつ -----	4 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	4 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 -----	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 -----	4 頁
○日程第 3 会期の決定 -----	4 頁
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分報告について（提案説明・質疑・討論・採 決） -----	5 頁
○日程第 5 議案第 2 7 号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制 定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	6 頁
○日程第 6 議案第 2 6 号 令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 回）（提案説明・質疑・討論・採決） -----	8 頁
○日程第 7 議案第 2 8 号 町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改 正する条例制定について（提案説明・質疑・討論 ・採決） -----	9 頁
○日程第 8 議案第 2 9 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について （提案説明・質疑・討論・採決） -----	1 0 頁
○日程第 9 議案第 3 0 号 町税条例の一部を改正する条例制定について（提 案説明・質疑・討論・採決） -----	1 3 頁
○日程第 1 0 議案第 3 1 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について（提案説明・質疑・討論・採決） -----	1 4 頁
○日程第 1 1 議案第 3 2 号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定に ついて（提案説明・質疑・討論・採決） -----	1 6 頁
○日程第 1 2 議案第 3 3 号 松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例制定について（提案説明・質疑・討論・ 採決） -----	1 7 頁
○日程第 1 3 議案第 3 4 号 財産の取得について（提案説明・質疑・討論・採 決） -----	1 8 頁
○閉会宣告 -----	1 9 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
26	令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)	2. 5. 28	原案可決
27	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
28	町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
29	町税条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
30	町税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
31	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
32	松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
33	松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
34	財産の取得について	同 上	同 上
報告1	専決処分報告について	同 上	承認

令和2年 5月28日（木曜日）第1号

令和 2 年
松前町議会第 3 回臨時会
令和 2 年 5 月 2 8 日（木曜日）第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 議会運営委員会報告
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 報告第 1 号 専決処分報告について
 - 日程第 5 議案第 2 7 号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 6 議案第 2 6 号 令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
 - 日程第 7 議案第 2 8 号 町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 8 議案第 2 9 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 9 議案第 3 0 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 0 議案第 3 1 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 1 議案第 3 2 号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 2 議案第 3 3 号 松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 1 3 議案第 3 4 号 財産の取得について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分報告について
- 日程第 5 議案第 2 7 号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 2 6 号 令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 7 議案第 2 8 号 町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 2 9 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 3 0 号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 0 議案第 3 1 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 1 議案第 3 2 号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 財産の取得について

◎出席議員（11名）

議長 12番 伊藤 幸司 君
1番 疋田 清美 君
3番 沼山 雄平 君
6番 近江 武君
8番 西川 敏郎 君
10番 斉藤 勝君

副議長 11番 堺 繁光 君
2番 飯田 幸仁 君
5番 福原 英夫 君
7番 工藤 松子 君
9番 梶谷 康介 君

◎欠席議員（1名）

4番 宮本 理恵子 君

◎出席説明員

町長 石山 英雄 君
総務課長 尾坂 一範 君
税務課長 三浦 忠男 君
福祉課長 岩城 広紀 君
町民生活課長 平田 昭浩 君
監査委員 藤崎 秀人 君

副町長 若佐 智弘 君
政策財政課長兼会計管理者兼出納室長
佐藤 隆信 君
健康推進課長 松谷 映彦 君
教育長 宮島 武司 君
議会事務局長兼監査室長 鍋島 孝明 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島 孝明 君
議会事務局書記 三上 大輔 君

議会事務局次長 佐藤 巧 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年松前町議会第3回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和2年松前町議会第3回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番工藤松子君、8番西川敏郎君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎報告第1号 専決処分報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第1号、専決処分について、令和2年度松前町一般会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました報告第1号、専決処分報告について、その内容をご説明させていただきます。当該専決処分は、緊急を要した令和2年度松前町一般会計補正予算(第3回)の専決処分でございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国が補正予算で実施する国民1人あたり10万円を給付する特別定額給付金の支給及び支給事務に要する経費と、対象児童1人あたり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金の支給及び支給事務に要する経費として、国の補正予算第1号が去る4月30日に可決されたことと、極力その支給を急ぐこととされていたため、その翌日の令和2年5月1日付をもって7億846万円の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたところであり、このため、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

それでは、専決処分の内容を説明させていただきます。専決処分書をご覧ください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年度松前町一般会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億846万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6千122万1千円とするものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは、歳出からです。8ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項5目地域振興費で、6億9千573万2千円の追加計上です。10節から13節まで、特別定額給付金給付事務費分として、763万2千円の計上です。続いて18節特別定額給付金として、6億8千810万円の計上です。これは、特別定額給付金国民1人につき10万円の基準対象者6千881人分であり、特別定額給付金及び事務費は、全額国の補助金で賄われるものです。なお、参考資料として28ページから29ページにかけて、特別定額給付金給付事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。また、全世帯への申請書は、5月14日付で発送され、各自の申請を受理した後、明日29日から順次支払われる予定となっております。

9ページです。3款2項1目児童福祉総務費で、595万4千円の追加計上です。10節から12節まで、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費分として、95万4千円の計上です。続いて18節子育て世帯への臨時特別給付金として、500万円の計上です。これは、子育て世帯への臨時特別給付金対象児童1人につき1万円の対象児童500人分であり、子育て世帯への臨時特別給付金及び事務費については、全額国の補助金で賄われるものです。なお、参考資料として30ページに子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。また、対象世帯へは、案内チラシ及び不支給の申出書を5月15日付で発送し、公務員を除く世帯へは6月15日の児童手当支

給日に合わせて支給される予定です。

10ページです。13款1項1目職員給与費で、677万4千円の追加計上です。2節から4節まで、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事務に係る会計年度任用職員4ヶ月3名分の給与と職員の時間外勤務手当に係る費用として、677万4千円計上です。なお、附表として11ページから26ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。13款2項1目総務費国庫補助金で、7億119万3千円の追加計上です。1節特別定額給付金給付事業費補助金で6億8千810万円、特別定額給付金給付事務費補助金で1千309万3千円の計上です。これは、歳出で計上している特別定額給付金とその事務費に対する国庫補助金の計上です。次に、2目民生費国庫補助金で、695万4千円の追加計上です。2節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で500万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金で、195万4千円の計上です。これは、歳出で計上している子育て世帯への臨時特別給付金とその事務費に対する国庫補助金の計上です。

7ページです。19款5項6目1節雇用保険料等個人負担金で、31万3千円の追加計上です。これは、歳出で計上している会計年度任用職員3人分の雇用保険料等個人負担金です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で歳入です。歳入合計が補正前の額47億5千276万1千円に、補正額7億846万円を追加し、補正後の額を54億6千122万1千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様補正前の額に補正額7億846万円を追加し、補正後の額を54億6千122万1千円にするものでございます。

以上が報告第1号、専決処分報告の令和2年度松前町一般会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第1号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

◎議案第27号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第27号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第27号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。議案の3枚目の説明資料の1ページをお開き願います。

松前町国民健康保険条例の一部改正の概要であります。最初に1番改正の趣旨です。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。なお、この傷病手当金とは、四角囲みに記載してありますとおり、健康保険等の被保険者が業務災害以外の理由により、病気やケガの療養のため仕事を休んだことにより、給与等が支払われない、または減額された時にその所得補償を行う制度であります。

それでは、次に2番改正の内容であります。国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給しようとするものであります。(1)対象者につきましては、国民健康保険の被保険者である被用者(給与の支払いを受けてる者に限ります。)で、療養のために労務に服することができない者(新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。)、これらの方が対象者となります。(2)支給対象期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間であります。ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しましては、これを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受けすることができる給与収入の額が規定により算定される傷病手当金の額より少ない時は、その差額を支給します。(3)支給額について。支給額につきましては、直近の継続した3ヶ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に支給対象となった日数をかけた金額を支給します。

続いて3番の施行日等であります。この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日(同年9月30日を予定しております。)、この間で、療養のため労務を服することができない期間に適用するものであります。(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6ヶ月までと致します。)

4番目として、新旧対照表につきましては、この説明資料の裏面の別紙と致しまして、2ページから5ページに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第27号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第26号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第26号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明致します。

令和2年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2千159万円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正予算の内容につきましては、議案第27号の松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご審議いただきました、国民健康保険の傷病手当金の関連予算の計上であります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出であります。2款5項として傷病手当金の科目を新設し、1目傷病手当金で59万円の計上であります。なお、この積算にあたっては国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染して1ヶ月仕事を休んだため、平均月給25万円の給与の支払いが受けられない場合に想定しております。この場合の傷病手当金の額は、約14万7千500円となります。今回の補正予算につきましては、現在松前町では感染者は出ておりませんが、今後の備えに充てるため、4人分を見込み、59万円を計上したところであります。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。3款1項1目保険給付費等交付金2節保険給付費等交付金特別交付金で、59万円の追加計上です。これは、歳出の傷病手当金の財源として、全額公布されます北海道からの特別交付金であります。

以上が歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額11億2千100万円に、今回59万円を追加し、補正後の額を11億2千159万円に致そうとするものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても歳入同様補正後の額を11億2千159万円に致そうとするものであります。

以上が、議案第26号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) ちょっと確認だけなんです。これは、新型コロナウイルスに感染した人を対象にということではよろしいでしょうか。

それと、万が一、第2次、第3次の発生した場合にも、これは国、道との対応を見て考

えるということでもいいんでしょうか、2点目。

3点目は、万が一この第1次の時に、対象者がオーバーした時には補正で対応するっていう考え方でよろしいんでしょうか。その確認、3点だけ。

○議長(伊藤幸司君) 福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) 福原議員からご質問ありました件ですけれども、これにつきましては、1点目、これにつきましては、傷病手当金として、新型コロナウイルスに感染した方、または疑われる方も対象になっております。

2点目、ちょっとあれですけれども、3点目のこれからの第2波、第3波に対応する分については、当然新型コロナウイルスの感染が拡大した場合については、当然この傷病手当金についても期限を延長するなりして、その額については補正対応をする考えでおります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) よろしいですか。

他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第28号、町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第28号、町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。

下段の説明欄です。新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請によって申告な影響を被っている町民と町内事業者の状況を踏まえ、各種対策事業の財源の一部に充てるため、特別職、町長、副町長及び教育長の6月に支給する期末手当を20%減額する期末手当の特例措置を定めるため、条例を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。町長等の期末手当の支給割合は、記載のとおり条例第3条第1号に規定されておりますが、期末手当に関する特例を定めるため、改正案下線部分のとおり、附則に第12項を加えようとするものであります。第12項町長等の令和2年6月に支給する期末手当の額は、第3条第1号の規定に関わらず、同号の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時は、これを切り捨て

た額に致そうとするものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行致そうとするものであります。今回の条例改正によりまして、町長等の期末手当の額は、99万8千円の減額となります。

以上が、議案第28号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第29号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第29号、町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。議案の9枚目でございます。説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第21号)が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する町税条例等の規定の整理を行おうとするものでございます。

2の主な改正の内容でございます。始めに、(1)個人町民税の関係でございます。全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間も不公平」を同時に解消しようとする改正でございます。アと致しまして、未婚のひとり親については、寡婦(寡夫)控除を適用するものでございます。適用する条件は、死別、離別の場合と同様とするものでございます。更に、個人町民税の非課税の範囲を次のとおりとするものであります。表の下線部分に変更となるところでございます。現行の「寡夫」を「ひとり親」と改めるものでございます。適用する年度は令和3年度分からでございます。

次のページをお開き願います。参考と致しまして、現行と改正後の個人町民税における所得控除額の比較表を記載してございます。左側が現行、右側が改正後、また上段が女性、下段が男性となっております。婚姻の有無、また男性のひとり親と女性のひとり親の間

の不公平を解消しようとする所得控除額の変更でございます。金額については、記載のとおり男性の控除額26万円が30万円に改められ、新たに婚姻歴の有無や性別に関わらず生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除30万円を適用するものでございます。また、寡婦の要件として、新たに前年の合計所得金額が500万円以下であることを加えたところでございます。500万円を超えると対象にならないという改正でございます。

次に、イでございます。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の期間延長でございます。適用期限を令和3年度から3年間延長して、令和6年度までとするものでございます。ウです。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の期間延長でございます。適用期限を令和2年度から3年間延長して、令和5年度までとするものでございます。イ、ウともに令和2年4月1日から適用するものでございます。

次に、(2)固定資産税の関係でございます。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から次の措置を講ずるものでございます。アです。現に所有している者、相続人等でございますが、申告の制度化でございます。これは、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名、住所等の必要な事項を申告させることができるというものでございます。条例の施行日以後に現に所有している者であることを知った者に適用するものでございます。

次に、イです。使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。これは、戸籍等の調査を尽くしても固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合において、事前にその固定資産の使用者に対して通知をした上で、その使用者を所有者とみなし固定資産税を課することができるというものでございます。令和3年度分からの適用でございます。

なお、当町の現状でございますが、所有者が死亡した段階で、相続人代表の指定届けを提出していただいているところでございます。それに基づいて課税をしております。申告させることはないものと考えてございます。また、使用者を所有者と見なすことについても、そのような事例がなく、今後このような場合において、その対応に努めたいと考えているところでございます。

次に、(3)町たばこ税の関係でございます。軽量の葉巻たばこ（1本当当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ）の課税方法を見直すものでございます。葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法にしようとするもので、令和2年10月1日から適用するものでございます。なお、0.7グラム未満の葉巻たばこは、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、激変緩和措置として、紙巻きたばこ0.7本に換算するものでございます。

次に、町税条例の改正は要しないが、町税に関連のある地方税法の改正でございます。固定資産税で新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長でございます。住宅取得者の延長でございます。住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期間を延長するものでございます。

次のページをお開き願います。まず、一般住宅は3年間、3階以上の中高層耐火住宅は5年間、税額の2分の1をそれぞれ2年間延長して、令和4年3月31日までとするものでございます。

以上が、主な改正の内容でございます。その他の改正につきましては、各法律等の改正

に伴う条項のずれ、元号の改め、文言の整理などによる規定の整理でございます。

以上が、議案第29号、町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番。

○9番(梶谷康介君) 説明をいただきました範囲の中ではね、この改正の理由は男と女の間の格差を縮め、無くしようと、そういう目的だというふうな説明をいただきました。それであればね、この1ページの改正後、令和3年度以降の寡婦またはひとり親という表現はね、どうもピンと来ない。男であろうが女であろうがひとり親でいいんでないのかなという疑問が一つと。

それから、この違いがどこにあるのかなと思ってこの資料見ますとね、この資料の2ページに改正後の一覧表あるんですよ。この一覧表の中を見ますと、扶養親族の違いがここに出てんですね。女性の場合は500万未満、死別26万、離別26万。ところが男性の場合、これないんだわ。この辺の違いってのは、この税制の改正の趣旨からいくと公平なのかどうかっていうのは、ちょっと疑問になるんでね。その中身がどういうことなのか、わかりやすく説明していただけませんか。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今の梶谷さんのご質問でございます。今回の改正の趣旨でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、男性と女性における今までの不公平を是正するというのが一つでございます。従来、男性につきましては、ここで言う現行の法を資料見ていただきたいんですけども、女性の方がまず30万円の控除がございました。男性は26万円でした。まず金額の差がございます。これを今後同じにしようじゃないかということで、30万円ということがございます。それと、ひとり親の関係でございますけれども、現行は婚姻したのち、死別したのか離別したのかというのがございました。婚姻してなくて、独りでいられるシングルマザー、シングルファザーについては、この適用がございました。同じではないかという議論の下に、改正後は男も女も婚姻してようがしてまいが、シングルマザーであっても同じような取り扱いをしようというのが、まず一つございます。

それと、女性の方のものに対しては、扶養する子を要しなくても、例えば親を扶養しているという場合についても、現状寡婦控除を受けられますけれども、男性についてはですね、今そういう現状にございません。そこにはまだ不公平感っていうものは残るんですけども、政府としては少しずつ男性と女性を公平にしよう、シングルマザー、ファザーも救っていかうという趣旨の下で今回の改正がされているものと判断してございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 課長、1点目のね、この扶養親族、子どもに対する従来30万が男性の場合26万、それが同じ額にして30万って、これは理解できます。正に同じ形になったっていうことですね。ただ、私、子以外の、子ども以外のね、女性の場合は更に扶養親族26万、それから、これ死別であっても離別であっても26万ってのはあるんですけども、男性に対してね、シングルマザーのお話もありましたけども、それはそれとしてね、こういう形であれば、冒頭言ってる男女間の差を無くしようっていう趣旨から行くと、ちょっと疑問があるんですけど、その辺なんですよ、知りたいのは。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) 正に梶谷さん言われるとおり、すべてが公平になっているものではないというのが現状でございます。このたびですね、地方税法の改正に伴って、町税条例を改正さしていただくわけでございますけども、今後は、公平にするのであれば、今議員言われるとおり、これらの関係につきましても、地方税法の中で今後改正がされていくものだというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) いいですか。

○9番(梶谷康介君) 仕方がないね。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第29号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第30号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第30号、町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

議案の3枚目でございます。説明資料として添付しております、町税条例の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第49号)が、令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する町税条例の規定の整理を行おうとするものでございます。

2の主な改正の内容でございます。始めに、(1)町税全般に係るものでございます。新型コロナウイルス感染の拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減している現状を踏まえて、1年間徴収を猶予する特例を設けようとするものでございます。アです。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税を対象とするものでございます。イです。令和2年2月以降の任意の期間、1ヶ月以上であります。収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難と認められる場合でございます。

次に、(2)個人町民税の関係でございます。所得割納税義務者が、イベントの中止等により入場料金、参加料金等の払戻請求権を放棄した場合に、寄附金をしたものとみなし、

寄附金税額控除の特例を設けようとするものでございます。

次に、所得割納税義務者の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の適用要件を弾力化する特例を次のように設けようとするものでございます。これは、住宅借入金等特別税額控除の控除期間13年間の措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居の期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、令和3年12月31日までに入居した場合は対象とするため、適用期限を「令和15年度」から「令和16年度」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。（3）固定資産税の関係でございます。令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて次のとおり減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を軽減する特例を設けるものでございます。売上高が30%以上50%未満減少している者は、課税標準額を2分の1軽減し、売上高が50%以上軽減している者は、課税標準額を0とするものでございます。なお、中小事業者等とは、法人、個人に関わらず、資本金1億円以下かつ従業員数千人以下で、原則として業種の限定はしないということでございます。

次に、（4）軽自動車税環境性能割の関係でございます。軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を軽減する期間を延長する特例を設けるものでございます。アとして、税率1%分臨時的に軽減する措置については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車であります。これを6ヶ月間延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。対象となる軽自動車は、自家用自動車（新車・中古）に限り、免税点は50万円であります。下記の表のとおり1%は非課税に、2%は1%にそれぞれ軽減されるものの延長でございます。

以上が、議案第30号、町税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第30号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第31号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第31号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

す。

議案の3枚目、説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。まず改正の趣旨でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が、令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、関連する規定の整理を行おうとするものでございます。

改正の内容でございます。減額の対象となる所得の基準について、国民健康保険税の応益分の軽減判定基準額の算出方法が改正され、低所得者に係る保険税軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。中断の図をご覧いただきたいと思っております。例としまして、給与収入の方で3人世帯の場合を示してございます。左が現行、右が改正後となっております。現行では7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽減は193万円以下、2割軽減は291万円以下が対象となっておりますが、改正後は7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が195万円以下、2割軽減が296万円以下に引き上げられました。

具体的な内容でございます。5割軽減の拡大では、現行の基準額は、33万円に加算額として28万円に被保険者数を乗じて得た額を加えた額となっておりますが、改正後は、加算額が28万円から28万5千円に引き上げられました。軽減の判定は所得額を持って判定致しますが、給与収入に換算しますと図のとおり193万円以下が195万円以下となるところでございます。また、2割軽減の拡大では、現行の基準額は、33万円に加算額として51万円に被保険者数を乗じて得た額を加えた額となっておりますが、改正後は、加算額が51万円から52万円に引き上げられました。給与収入に換算しますと図のとおり291万円以下が296万円以下になるところでございます。

今回の改正による影響額でございますが、令和元年度課税ベースでの試算では、5割軽減の拡大により、2割軽減から5割軽減に移行となる世帯が4世帯で、軽減額が7万4千100円。また、2割軽減の拡大により、軽減の対象でなかった世帯から、2割軽減の対象となる世帯が6世帯で、軽減額が8万4千600円となっております。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。令和2年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発布致します集合主税から反映されることとなる予定でございます。

以上が、議案第31号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第32号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第32号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

なお、今回の改正につきましては、介護保険料の減免についての特例的な取り扱いに関するものでありますことから、松前町介護保険条例の附則により改正致そうとするものであります。

それでは、お手元の議案の3枚目、説明資料として添付しております、松前町介護保険条例の一部を改正する条例の概要の1ページをお開き願います。1、改正の趣旨であります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、国の財政支援の対象となる介護保険料の減免を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

2、国の財政支援であります。介護保険の第1号被保険者について、介護保険法第142条の規定に基づき定められた条例により町が行った減免措置については、その全額を財政支援することとされております。

3、改正の内容であります。介護保険の第1号被保険者のうち、次の項目に該当する場合に保険料を減免するとされております。(1)減免の対象となる被保険者及び減免額では、保険料の減免額は次の①又は②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とし、いずれの基準にも該当する場合は、①を適用するとされております。①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者については、保険料の全部が減免となります。②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第1号被保険者については、次のページの算式により算出した額が減免となります。まず、アと致しまして、事業収入等のいずれかの減少額、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある時は、当該金額を控除した額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。イと致しまして、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとされております。

次のページをご覧ください。減免額算出のための算式であります。保険料減免額＝ $(A \times B / C) \times d$ とされており、Aは当該第1号被保険者の保険料の額、Bは第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額、Cは第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額、dは次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、200万円以下である時は10分の10、200万円を超える時は10分の8の減免割合となっております。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額に関わらず、減免割合を10分の10とするとされております。

次に(2)減免の対象となる第1号保険料であります。減免の対象となる第1号保険料

は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に加入の届け出が行われなかったため、令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届け出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば、同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)とされております。

以上が改正の内容であります。なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4条の規定は、令和2年2月1日から適用致そうとするものです。また、新旧対照表につきましては、説明資料の3ページから4ページにわたり、別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が、議案第32号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第33号、松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第33号、松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄をご覧ください。今回の改正につきましては、国民健康保険と同様に、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない後期高齢者医療制度の被保険者で、給与の支払いを受けてる者に対して、一定の期間に限り、傷病手当金を支給するため、支給に係る申請書の提出の受付事務を町が行うことができるよう条例を改正しようとするものであります。

表の右側改正案をご覧ください。改正案の内容です。第2条は町において行う事務であります。第2条中第5号の次に第6号として、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加しようとするものであります。

なお、この傷病手当金の関連する予算につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合において予算措置しているところでありますので、申し添えます。

次に、附則です。この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第33号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第33号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 財産の取得について

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第34号、財産の取得についてを議題と致します。提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第34号、財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

取得する財産は、北海道市町村備荒資金組合が購入し、当該組合から松前町が譲渡を受ける戸籍システムでございます。当該戸籍システムは、去る4月24日に譲受申請を行い、5月7日付で譲渡決定を受けてございます。取得数量は、HOSTサーバー一式、連携サーバー一式、ラック等一式。取得価格は1千88万6千123円でございます。取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内に住所を有します北海道市町村備荒資金組合組合長棚野孝夫でございます。

以上が、議案第34号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第34号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和2年松前町議会第3回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様ございました。

(閉会 午前11時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 工 藤 松 子

署名議員 西 川 敏 郎